

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業
の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）

Q & A

平成26年10月30日版

このQ A集は、「鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（以下「ガイドライン」と記載）」の運用にあたり、具体的なポイントをQ & A形式で説明するものです。掲載順は、ガイドラインの項目順としています。

■第1総則（1目的）

Q 1 ガイドラインの目的

ガイドラインには、「お泊まりデイサービス」のPRの目的もあるのか。

A ガイドラインは、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的としており、併せて、宿泊サービス事業者による実施状況に関する公表を通じて、質の向上と利用者へ必要な情報提供を行うものです。お泊まりデイサービスを推奨したり、PRを目的とするものではありません。

■第1総則（2定義）

Q 2 ガイドラインの適用範囲

ガイドラインが適用になる範囲をより具体的に示してください。

A ガイドラインは、当該指定通所介護事業所等建物又は同一敷地内の別建物で宿泊サービスを提供しつつ、当該指定通所介護事業所の設備の一部を使用する場合は対象となります。
したがって、同一建物であっても、構造的に分離され、食堂、機能訓練室、玄関、導線、トイレ、厨房等、一切が別途に整備されており、実態としても共用がなされていない場合は、ガイドラインの対象となりません。
また、「同一敷地内」とは、敷地として一体と認められる場合は、仮に別筆であっても、同一敷地内と看做します。

Q 3 ガイドラインの適用範囲

通所介護事業を行う事業者と、宿泊サービス事業を行う事業者が異なる場合は、ガイドラインの適用となるか。

A ガイドラインの趣旨を踏まえ、通所介護事業と宿泊サービスが実態として一体的に行われている限り、通所介護事業を行う者と、宿泊サービス事業を行う者が別法人等であったとしても、ガイドラインの対象とします。

Q 4 ガイドラインの適用範囲

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での、短期、中期の宿泊利用はこのガイドラインの対象となるのか。また、宿泊室として、併設するサービス付き高齢者向け住宅等の空き室を活用して良いか

- A 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での、短期、中期の宿泊利用は、このガイドラインの対象外です。ただし、これらは住居に分類されるものであり、目的に応じた形態で利用してください。
- また、「宿泊室として、併設するサービス付き高齢者向け住宅等の空き室を活用して良いか」という点についても、上記趣旨から、このような活用を常態とすることは不適切です。具体的は、サービス付き高齢者向け住宅の担当にご確認ください。

■第1総則（3基本方針）

Q 5 利用の原則

宿泊サービスを行う場合は、必ずケアプランに位置付けられなければならないのか。

- A ケアマネジャーと必要な連携を行うことを求めており、具体的には、緊急に宿泊を要する場合（Q 9 参照）等を除き、ケアプラン上に宿泊サービスを位置付けてください。
- なお、「4 宿泊サービスを提供する上での原則（2）」においても、「利用者の真にやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図る」ことを明記しています。

Q 6 利用の原則

宿泊サービスは、自主事業なのに、なぜケアプランに位置付けられなければならないのか。

- A 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第4号には、「介護支援専門員（ケアマネジャー）は、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。」と定められています。各ケアマネジャーにおいては、介護保険サービス以外の事項であっても、要介護者の生活全般を支援する観点から、ケアプランに位置付けるようお願いいたします。

Q 7 旅館業の許可等

旅館業に該当する場合は旅館業法の許可とあるが、「旅館業に該当する場合」とは具体的にどのような場合か。

- A 宿泊サービスに関し、宿泊料を徴収する場合は旅館業法による許可対象となりますが、食費実費相当額のみを徴収する場合は、旅館業法の適用対象にはなりません。宿泊サービスの実施にあたり、事業者において「旅館業の許可は不要」と判断される場合は、食費実費相当額を超えた費用徴収がないことが確認できる資料(宿泊サービスに関する収支予算又は決算、関連証憑等)の整備をお願いします。
- また、旅館業法の許可を受けない場合であっても、「ガイドライン第4の14の(3)」により旅館業法と同水準の衛生対応を求めているので、御留意ください。また、旅館業法が求める衛生基準は、参考3を参照してください。
- なお、詳しくは、旅館業法許可所管課(東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所生活環境局)にご確認ください。

Q 8 法令の遵守

消防法、建築基準法、労働基準法その他の法令等を遵守することとあるが、遵守すべきポイントは？

- A 消防法、建築基準法に関し、遵守すべきポイントを参考1、参考2のとおりとしているので、参照してください。建築基準法においては、宿泊サービスの有無にかかわらず、原則として防火上主要な間仕切り壁の設置等を求めている点に留意してください。
- なお、詳しくは、各管轄の消防局、および特定行政庁の窓口にご確認ください。

■第1総則(4宿泊サービスを提供する上での原則)

Q 9 緊急かつ短期間の利用

緊急かつ短期間の利用とは具体的にどれ位の期間か。

- A 具体的な期間は定めていませんが、要介護者(介護家族等)の事情を鑑みた最少期間として、ショートステイにおける扱いに準じた「第4 運営に関する基準 4 宿泊サービス計画の作成」欄の記載を踏まえ、4日未満程度を想定してください。これを超える場合は可及的速やかに「利用者の真にやむを得ない事情」として、ケアプラン上に位置付けをお願いします。

Q10 真にやむを得ない事情①

真にやむを得ない事情とは、具体的にどんな事情か。

- A 本人の心身機能上、在宅生活が困難であることを前提に、独居や高齢者夫婦世帯、あるいは介護家族の疾病等により、家庭での介護が困難な場合であって、宿泊又は居住系の法定サービス等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、軽費

老人ホーム、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)の利用が困難な場合が該当します。通常は、これらの施設等への入所待機の間利用に留まることとなります。

Q11 真にやむを得ない事情②

真にやむを得ない事情により宿泊サービスを利用している場合は、特別養護老人ホーム等の利用申込み等は、必ず行わなければならないのか。

- A 介護家族の疾病等、一時的な事情により宿泊サービスを利用している場合であって、本人、家族が在宅生活への復帰を望み、かつ具体的な在宅生活への展望が可能な場合は、必ずしも特別養護老人ホーム等への利用申込みは必要ありません。

Q12 真にやむを得ない事情③

高齢者本人が、独居等であって、「家事（料理、清掃）等の技術を持たない等により、宿泊サービスの利用の方が生活に便利」等の場合は、真にやむを得ない事情にあたるか。

- A 当たりません。ケアマネジャーにおいて、在宅による生活支援を志向したケアプラン作成をお願いします。

Q13 真にやむを得ない事情④

「本人又は家族に資力が乏しく、法定サービスが利用できない」との理由は、真にやむを得ない事情にあたるか。

- A 特別養護老人ホーム等には、資力に応じて補足給付が行われたり、高額介護サービス費の還付制度があり、収入等が少ない場合は、一般に「宿泊サービス費用+通所介護に伴う自己負担額」より、特別養護老人ホーム等の方が自己負担が少なくなると考えられることから、資力が乏しいことは原則として「真にやむを得ない事情」に当たりません。
- ケアマネジャーにおいて、高額介護サービス費還付制度又は公的扶助（生活保護）等の適切な活用をご助言ください。
- なお、宿泊サービス事業者において、介護保険の利用に伴う自己負担額を任意に減免することは、介護保険の利用原則から適当と認められません。また、宿泊サービスの利用単価を本人資力に応じた単価に減額することについても、日中の通所介護事業の利用に伴う介護報酬の経費流用を前提とする場合は、通所介護事業の質の確保の観点から適切ではないと考えます。

Q14 真にやむを得ない事情⑤

ガイドラインにより行き場所ない高齢者が生じないか。

- A ケアマネジャーから保険者（市町等）への届出により例外を認めることとしたので、

そのような懸念は生じないと考えています。

Q15 届出様式及び届出市町村

ケアマネジャーの届出様式は、どのような様式か。また、事業所所在市町村と、利用者の保険者（市町等）のいずれに届け出るのか。

- A 届出様式は、別紙のとおり。（ガイドラインを通知した際の様式から変更していますので、御留意ください。）また、保険者に届け出てください。

Q16 連続30日を超えた利用、要介護認定期間の半分期間を超えた利用

他に方法がないとして、ケアマネジャーが「30日を超える利用」又は「要介護認定期間の半数を超える利用」を届け出るにあたり、届出のタイミングは？

- A 事前に届け出るものとし、前者については、「連続30日を超えることが明らかになった時点」、後者については、「要介護認定期間の半数を超えることが明らかになった時点」で、速やかに届け出てください。
なお、一部保険者（市町等）においては、届出の際、ケアプラン（写）の提出を求めたり、ケアマネジャーに個別に事情を聴取する等の取り扱いとしていますので、このような対応の有無については各保険者にお問い合わせください。

Q17 ケアマネジャーによる届出

ケアマネジャーが届け出る「鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針第1の4(2)の例外に関する届出書」様式の「3宿泊が必要な期間」欄に関し、特養の入所待ちなどで、今後どれくらい待機が続くか不明な場合は、空欄で良いか？

- A 空欄は認められません。宿泊サービスを解消するための目標としての期間を記載するとともに、当該期間到来前に、改めて更新の届出を行ってください。ケアプラン上の目標期間と整合を取る必要はありませんが、漫然と長期間を設定しないようお願いいたします。
なお、お泊まりデイサービスの利用に伴い、特養が入所判定を行う際の優先順位（緊急度判断）が低下し、結果として待機が長期間に及ぶ例があると考えられるので、ケアマネジャーにおいては、入所申込施設との連携を密にするよう努めてください。

Q18 届出の際の印

届出書の印は、居宅介護支援事業所の印となるのか、それともケアマネジャーの私印で良いか。

- A ケアマネジャーの私印で届け出てください。

■第2人員に関する基準

Q19 人員体制

通所介護事業所の管理者は、宿泊サービスに従事できるか。

- A 通所介護事業所の管理者は、通所介護事業所の管理者業務に支障のない範囲で宿泊サービスの職員を兼ねることができます。なお、通所介護事業所の管理者は常勤・専従が原則であり、夜勤等に伴い、日中の管理者業務に支障が生じないように、充分にご注意ください。

Q20 職員の配置

「利用者9名に対し1名以上確保すること。ただし、宿直職員は含まない。」の趣旨は？

- A 宿泊人数9名につき、職員1名の配置を求めるものです。これには、業務に従事していない職員（いわゆる宿直職員）は含みません。

Q21 看護師の配置

「日中のデイサービスの時間帯を含めて、1名以上が看護職員であること。」の趣旨は？

- A 小規模多機能型居宅介護事業所と同水準の看護職員の配置を求めるものであり、具体的には、日中のデイサービスの時間帯を含めて1名以上が看護職員であれば良く、常勤である必要もありません。また、毎日勤務を要するものでもありません。勤務日数時間の下限は定めませんが、宿泊者の医療的ケアに対応できることが前提であり、例えば週1日を下回るような、短時間又は短日数過ぎるものは不適切と考えます。

Q22 看護職員の配置

定員10名以下で行っているデイサービスの人員基準には、看護職員の配置が必要ないが、宿泊サービスを行う場合は看護職員が必要ということか。
例えば「短期間の宿泊（4泊以下）のみを行う場合等は、看護職員の配置は不要」というような緩和策はないか。

- A 定員10名以下で行っているデイサービスには、看護職員の配置は必要とされていませんが、宿泊サービス利用者の安心安全を確保する観点から、宿泊サービスを行う場合においては、看護師の配置を求めることとしたものです。配置日数、時間については、Q21を御参照ください。

■第3設備に関する基準

Q23 宿泊定員

緊急時等に宿泊定員を超えて受け入れすることは可能か。

- A 災害時の受け入れ等を除き、火災等の避難を円滑に行うため、利用者の個別事情により宿泊定員を超えて受け入れを行うことは、適切ではありません。

Q24 宿泊定員

宿泊定員は、10人定員のデイサービスであればその40%=4人という解釈で良いか。

- A そのとおりです。仮に12人定員の場合は、 $12 \times 40\% = 4.8$ 人となり、やはり4名が宿泊定員の上限となります。

Q25 宿泊定員

宿泊サービスの利用定員は、短期間利用する者も含めたものか。

- A 宿泊期間の長短に関わらず、1日（泊）あたりに宿泊できる上限数を指します。

Q26 プライバシーの確保

プライバシーの確保に関しては、カーテンによる仕切りでも良いか。

- A カーテンも可。ただし、防災の観点から、防災のものとしてください。

Q27 一人当たり面積

一人当たりの面積7.43㎡に関する計算方法は？

- A 個室と食堂と機能訓練室を合わせた面積を宿泊人数で除した面積が7.43㎡以上であれば、ガイドラインに適合していると判断できます。この要件は、宿泊定員を通所介護事業の利用定員の4割以内と設定すれば、自動的にクリアすることとなります。なお、面積計算は、実際の部屋面積です。

Q28 1階以外で宿泊できる階数

宿泊室は原則一階とあるが、例外はどのような場合に認められるのか。

- A 防災の観点等からの規定であり、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造であって、エレベーターが設置されている場合は、2階宿泊も可。（消防法、建築基準法の基準に達している場合）

Q29 男女同室

カーテン等でプライバシーを確保したとしても、大部屋の男女の同室は不可か。

- A トイレなどへの導線が各一方を通過しなければならないような状態でなければ、夜間にアコーディオンカーテンや床固定式のパーティション等で空間が完全に仕切られるような場合は、それぞれを個室扱いとして差し支えありません。そのほかの場合は、夫婦兄弟等の場合を除き、男女同室は適切ではありません。

Q30 スプリンクラーの設置

どのような場合にスプリンクラーを設置しなければならないのか。
また、設置にあたり、補助金等の支援策はないのか。

- A 平成27年4月1日施行の改正消防法として要介護3以上の者を2分の1以上宿泊させる場合は設置が必要とされています。ただし既存施設への設置については平成30年3月31日までの経過措置があります。また、各詳しくは参考1を参照又は各管轄の消防局に確認してください。
またスプリンクラー設置に伴い、建築基準法の防火上主要な間仕切り設置の規制緩和が行われています。参考2を参照してください。
なお、スプリンクラーの設置費用に関する助成は予定していません。

Q31 利用者の介護度とスプリンクラー

例えば、10名定員のデイサービスで4名が宿泊し、そのうち要介護3以上の人が1名の場合、スプリンクラーは不要か。

- A 本例の場合、消防法上のスプリンクラーの設置は不要と思われますが、消防法の解釈に拠りますので、管轄の消防局にお問い合わせください。

Q32 利用者の介護度

例えば、10名定員のデイサービスで4名が宿泊し、そのうち要介護3以上の方が2人以上宿泊することは、今後できなくなるのか。

- A 夜間の介護職員数やスプリンクラーの設置が関係し、一概には言えません。消防法の運用になりますので、管轄の消防局等にお問い合わせください。

Q33 自動通報装置

自動通報装置とはどういうものか。

- A 火災が発生した際に、消防機関へ自動的に通報されるものを指しています。消防法改正に伴い設置が義務付けられる場合もありますので、詳しくは管轄の消防局等にお問い合わせください。

■第4 運営に関する基準

Q34 質の担保

ガイドラインの施行に伴い、県は、利用者に対し宿泊サービスの質や内容を保証するののか。

- A 宿泊サービスは介護保険制度外の私的契約によるものですが、サービスを提供する際に事業者を守っていただきたい項目をガイドラインとして規定したものです。事業者の報告内容に基づき公表を行います。県が宿泊サービスの質や内容を保証するものではありませんので、御留意ください。
- なお、公表された内容と実際のサービスが異なる等のトラブルは、当事者（事業者～利用者）間の協議による解決が原則となりますが、悪質な場合は、改善に向け県で行政指導を行う予定です。

Q35 会計の分離

お泊まりデイに関する会計と通所介護事業所の会計を分けなければならないのは何故か。

- A 宿泊サービスの実施に伴い、日中行われる本来の事業としての通所介護事業の運営に支障を及ぼすことのないよう、会計上も明確に区分した上での運営を求めるものです。
- また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第38条において、「指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。」とされています。認知症対応型通所介護事業についても、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の39に同様の定めがあります。
- したがって、もとより通所介護事業所を運営する上で、通所介護事業とその他の事業（お泊まりデイサービス等）の会計は、区分される必要があります。

Q36 宿泊サービス計画

通所介護計画書と宿泊サービス計画とは、一体化した書式でも良いか。

- A それぞれは介護保険制度内と同制度外のものであるとともに、宿泊サービス計画は就寝・起床介助、就寝後の排せつ介助、見守り支援など、日中の通所介護とは異なる事項を含めた計画として作成する必要があるため、通所介護計画書とは別に作成してください。

Q37 非常災害対策

夜間防災避難訓練計画に基づく訓練は、実際に夜間に行わなければならないか。

- A 夜間の職員配置、連絡体制を想定の上、日中に行うこととして、差し支えありませ

ん。

Q38 宿泊サービスの報告と公表

報告及び公表の時期は？

- A 平成27年3月に報告を求める文書を発出し、これに基づき4月以降報告のあった事業所から順次公表を行う予定です。それまでに、ガイドラインの遵守に向けた、必要な対応を行ってください。

Q39 宿泊サービスの報告と公表

宿泊サービスを行う場合は、必ず届け出ないといけないのか。

- A ガイドライン及び今後発出を予定する「お泊まりデイサービスに関する報告及び公表要領（仮称）」による報告をお願いします。なお、平成27年3月に報告を求める文書を発出する予定です。報告のない事業者による宿泊サービスの実施が明らかになった場合は、利用者の安心安全の観点から、宿泊サービス事業を行っている事業者及びケアマネジャーに対し、「当該宿泊サービスを利用する理由」等を確認することとしています。

■その他

Q40 ガイドラインの遵守

宿泊サービスは、介護保険制度外のサービスですが、介護保険サービスと同様、実地指導等により遵守を求めるのか。

- A 介護保険事業所の実地指導の際などに、ガイドラインの遵守状況を確認していきたいと考えています。強制力はありませんが、利用者の安心安全のため事業者を守っていただきたい項目として、行政指導を行い理解を求めていくこととしています。

Q41 ガイドラインの遵守

ガイドラインを守らないと罰則があるのか。

- A 法令に基づく規制でないため、建築基準法や消防法等の法令遵守項目を除き、遵守されない場合の罰則等の規定はありません。
サービスを利用される方は支援を要する高齢者であり、安全に安心して利用いただくため、このガイドラインの内容を守っていただくようお願いします。

Q42 国のガイドライン

お泊まりデイサービスに関し、国のガイドラインも発出されると聞いているが、県のガイドラインとの関係はどうなるのか。

- A 国のガイドラインと県のガイドラインとは整合を図る必要があります。今のところ、以下の方針としています。
- ①国のガイドライン項目にあるものが県のガイドライン項目にない ⇒ 県の項目に追加
 - ②国のガイドライン項目にないものが県のガイドライン項目にある ⇒ 県の項目を維持(変更しない)
 - ③国のガイドラインの方が要件が緩やか ⇒ 県の項目を維持(緩和しない)
- 今後、国のガイドラインの内容が示された段階で、改めて検討します。

Q43 国のガイドライン

県のガイドラインでは、宿泊サービスの「報告」が求められているが、国のガイドラインでは、宿泊サービスの「届出」が予定されている。この「報告」と「届出」は異なるものか。

- A 国のガイドラインの内容は未定。宿泊サービスを行う事業者は、宿泊サービスの実施状況を報告(届出)するという趣旨であり、今のところ両者は同義と考えている。国のガイドラインが明らかになった時点で、用語については整理したい。